

開示決定等に係る審査請求をお考えの方へ

1 開示決定等に不服があるとき（審査請求）

行政文書の開示請求や、保有個人情報開示請求等に関して、さいたま市の実施機関（市長、教育長等）が行った開示決定等に不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づき、審査請求をすることができます。

審査請求の争点となりうるのは、あくまでも不開示とされた部分の開示の求めや、公文書・自己に関する個人情報の存否などに限られます。したがって、行政との紛争の解決や市政全般あるいは請求対象となった個別の事務事業そのものへのご意見、ご要望などにつきましては、この審査請求の対象になりませんのであらかじめご了承ください。

2 審査請求書の提出

審査請求書を提出してください。提出先は、処分（一部開示・不開示）の決定通知書記載の担当課へお問い合わせください。

※ F A Xや電子メールによる提出は認められません。

3 審査請求ができる期間

審査請求は、開示決定等の処分があったことを知った日（開示請求等に対する決定通知書を受け取った日）の翌日から起算して3月以内にしなければなりません（行政不服審査法第18条第1項）。また、処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは審査請求することができません（同条第2項）。

例えば、4月10日が「処分があったことを知った日」である場合、翌日の4月11日から起算し、3月の期間は当該年の7月10日が終期となります。

なお、審査請求の期限がさいたま市の休日（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条に規定する日をいう。）に当たるときは、その休日の翌日をもってその期限とみなします（地方自治法第4条の2第4項）。

4 審査請求書の書き方

行政不服審査法では特に様式が定められていないので、審査請求書は、法定の記載事項が記載されていれば、任意の様式で構いません（巻末の参考様式・記載例を参照してください）。

【審査請求書の法定記載事項】

○必ず記載が必要な事項

- ・審査請求人の氏名又は名称及び住所又は居所
- ・審査請求人の押印
（法人その他の社団又は財団であるときは代表者又は管理人、総代を互選したときは総代、代理人によって審査請求をするときは代理人の押印）
- ・審査請求に係る開示決定等の内容
- ・審査請求に係る開示決定等があったことを知った年月日
- ・審査請求の趣旨及び理由
- ・決定通知書における教示の有無及びその内容
- ・審査請求の年月日

○一定の要件に該当する場合に記載が必要な事項

- ・ 審査請求人が法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合、その代表者若しくは管理人、総代又は代理人の氏名及び住所又は居所
- ・ 法人その他の社団又は財団であるときは代表者又は管理人、総代を互選したときは総代、代理人によって審査請求をするときは代理人の押印
- ・ 代表者又は管理人、総代又は代理人がある場合は、それぞれの資格を証明する書面の添付
(例：商業登記簿・法人登記簿の謄本・抄本、代表者又は管理人を選任したことを証する総会議事録等の写し、代理人委任状等)
- ・ 審査請求期間の経過後において審査請求をする場合はその正当な理由

【提出通数】

1 通

ただし、水道局及び区役所選挙管理委員会に提出する場合は、正副2通が必要です。

5 審査請求の流れ

開示決定等に係る審査請求は、おおむね次のような流れで審査を行います。

(1) 審査請求の受付と形式審査

審査庁(※)が、審査請求書を受け付け、その審査請求が適法であるか否かについて審査します(必要な事項が記載されているか、審査請求の対象となる処分等があるか、審査請求できる期間内であるか等)。審査請求書に不備がある場合は補正をお願いすることがあります。なお、この補正に従わない場合や、補正できないことが明らか場合は却下の裁決を行うこととなります。

※「審査庁」とは審査請求を受け、それに対応する裁決を行う行政庁です。さいたま市では開示決定等を行った部署の所属する局又は区の中でいずれかの部署が担当します。

(2) 弁明書の提出

審査庁は、処分庁(※)に対して、審査請求に対する弁明書(対象となる処分の適法性・正当性を説明する文書)の提出を求めます。提出された弁明書は副本が審査請求人に送付されます。

※「処分庁」とは、開示決定等を行った部署のことをいいます。

(3) 反論書の提出

審査請求人は、送付された弁明書に対して、反論書を提出することができます(任意)。

(4) 口頭意見陳述

審査請求は原則として書面による審査で行われますが、審査請求人の求めがあった場合には、審査庁は審理関係人を招集して、審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を設けます。

(5) さいたま市情報公開・個人情報保護審査会への諮問

審査庁は、弁明書(反論書が提出された場合は、弁明書及び反論書)を添えて、さいたま市情報公開・個人情報保護審査会に諮問します。さいたま市情報公開・個人情報

保護審査会は、学識経験者等の委員5名以内により構成されている第三者的な機関です。

(6) さいたま市情報公開・個人情報保護審査会による審査

審査は原則として書面により行われますが、必要に応じて、関係者への意見聴取や資料要求などを行います。審査の結果は答申書を作成し、審査庁へ送付します。

(7) 裁決書の送付

審査庁は、さいたま市情報公開・個人情報保護審査会から諮問に対する答申を受けたときは、遅滞なく裁決を行い、審査請求人に対して裁決書の謄本を送付します。

● 裁決の種類

- (1) 認容裁決：審査請求の内容が認められ、不開示決定又は部分開示決定の一部を取り消す裁決です。
- (2) 棄却裁決：審査請求の内容が認められず、審査請求を退ける裁決です。
- (3) 却下裁決：審査請求が法定の期間を経過した場合など不適法であると審査庁が認める場合に、審査請求を退ける裁決です。この場合、審査請求の中身については審査されません。

さいたま市 総務局 総務部 行政透明推進課
〒330-9588

埼玉県さいたま市浦和区常盤6-4-4

電話 048-829-1117

FAX 048-829-1983

年 月 日

(実施機関)

審査請求人

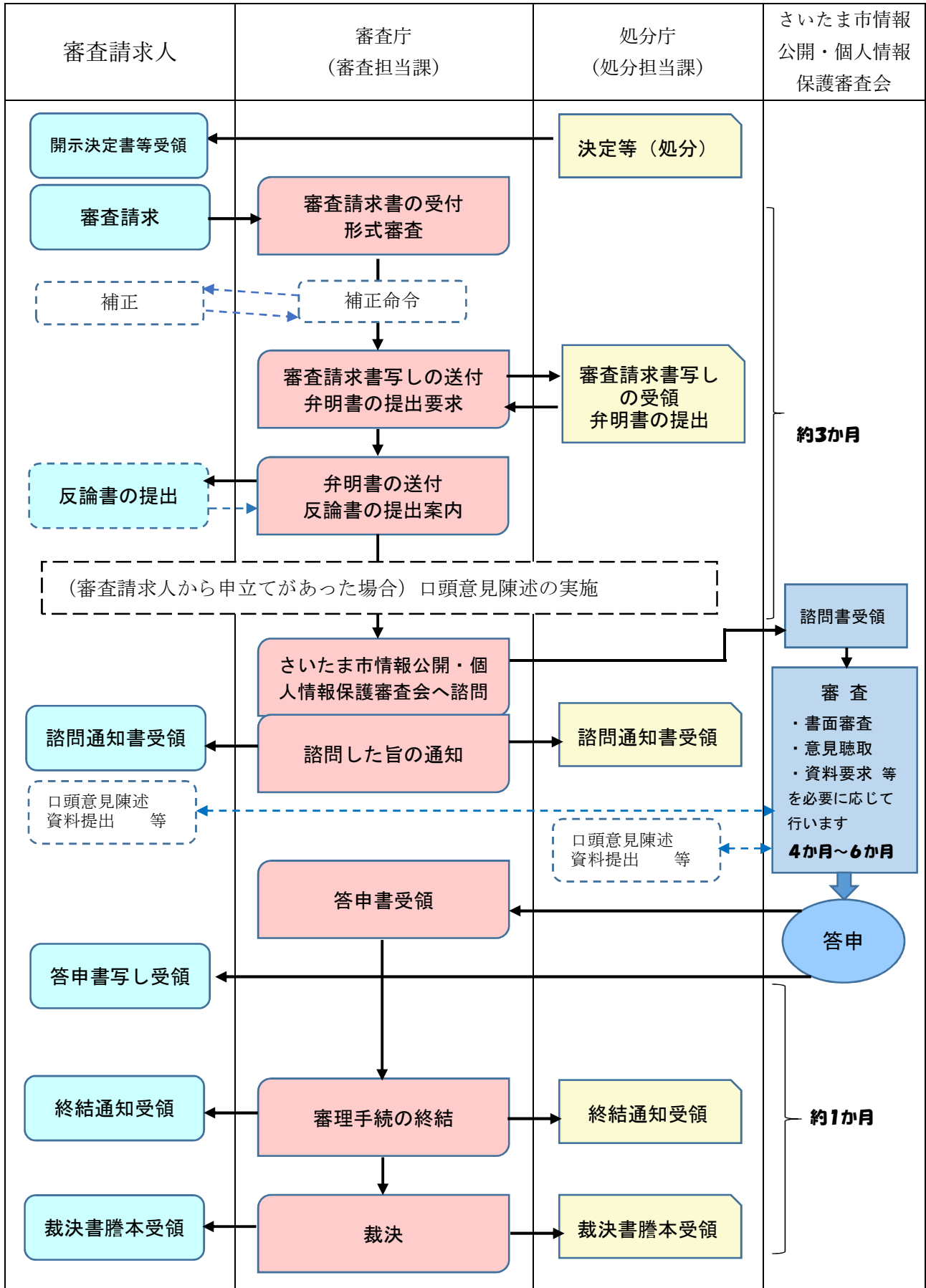
㊟

審 査 請 求 書

次のとおり審査請求をします。

- 1 審査請求人の氏名及び住所又は居所
- 2 審査請求に係る処分の内容
実施機関が 年 月 日 第 号により審査請求人に対して行った
「
」の 決定
- 3 審査請求に係る処分があったことを知った年月日
年 月 日
- 4 審査請求の趣旨
- 5 審査請求の理由
- 6 実施機関による教示の有無及びその内容
「この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に に対して審査請求をすることができます。」との教示がありました。
- 7 添付書類

【審査請求の流れ】



※掲載している期間は、目安となる期間であり、審査請求内容等によってはこれを超えることもありますのでご注意ください